

特定福祉用具販売サービス

特定介護予防福祉用具販売サービス

重要事項説明書

有限会社 ともみ工房

## 重要事項説明書

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売にあたり厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1、事業所の概要

|         |                               |
|---------|-------------------------------|
| 事業所名    | 有限会社 ともみ工房                    |
| 所在地     | 島根県雲南市三刀屋町三刀屋1129番地4          |
| 電話番号    | 0854-47-7283                  |
| 事業所指定番号 | 島根県知事 3271400289              |
| サービスの種類 | 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売         |
| 事業の実施地域 | 通常：仁多郡・雲南市・飯石郡・出雲市<br>松江市・大田市 |

### 2、事業の目的と運営方針

事業の目的 高齢者の「人生の質」の向上に寄与すること

運営の方針（概略）

- ＊ 利用者の意志・人格を尊重し、法律を遵守し適切な福祉用具を提供する。
- ＊ 利用者の可能性を最大限に引き出す自立支援・介護者の介護負担の軽減になるようにつとめる。
- ＊ 販売にあたり利用者の状況環境を把握し目標に応じたものを他のサービスと連携をとって提供を行う。
- ＊ 清潔・安全な機能を有するものを販売する
- ＊ サービスの質の向上を目指し、研修で熟知した専門相談員を配置し、利用者本人の選択に合致するものを販売する。
- ＊ 利用者・家族からの苦情に適切に対応する。

### 3、職員の体制

管理者 1名 常勤

職務内容 従事者の管理及び販売に係わる調整、業務の実施状況の把握、教育相談、その他の管理を一元的に行う。

上記の内容を遵守させるため、必要な指揮命令を行うとともに、自らも福祉用具の販売にあたるものとする。

専門相談員 3名 常勤

職務内容 利用者の心身状態、希望及びその環境を踏まえた適切な特定福祉用具・特定介護予防福祉用具販売の選定援助、取付及び調整等を行う。

その他の従事者 1名

職務内容 利用者や介護者、介護支援専門員等からの連絡を受けたり、請求、経理事務を行う。

4、営業時間

平日 午前8時30分～午後5時30分まで

5、営業しない日

毎週土・日曜日・祝日及び8月12日から15日と12月30日から1月6日は休業します。

6、交通費等

無料です。ただし、通常の事業実施地域外で行う販売に要した交通費、設置に特別な措置が必要な場合は利用者又はその家族に対し同意を得て実費をいただきます。

7、相談及び苦情の受付窓口

電話：0854-47-7283 FAX：0854-47-7284

受付時間：午前9時から午後5時まで（ただし上記の休業日はのぞきます）

担当者：景山稔久

8、緊急時の連絡先

営業時間 午前8時30分～午後5時30分

連絡先 (有)ともみ工房 担当者 景山稔久

電話：0854-47-7283 FAX：0854-47-7284

休業日及び営業時間外の連絡先

携帯電話 080-6314-8625 担当 景山稔久

携帯電話 080-6314-8640 担当 上代康之

(乙) 当事業所は甲1に対する福祉用具の提供にあたり甲1，甲2に対してサービス内容説明書取扱説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容・取扱及び重要事項を説明致しました。

(乙) 福祉用具販売・介護予防福祉用具販売サービス事業者

有限会社 ともみ工房 印

島根県雲南市三刀屋町三刀屋1129番地4

説明者氏名 景山稔久 印

(甲) 私は、サービス内容の説明書・取扱説明書及び重要事項説明書に基づき、乙からサービス内容・取扱・注意事項の説明及び重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者 住所

氏名 印

(甲2) 利用者の家族 住所

氏名 印